

令和7年度 地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会(全国会議)

再犯防止の近年の動向について

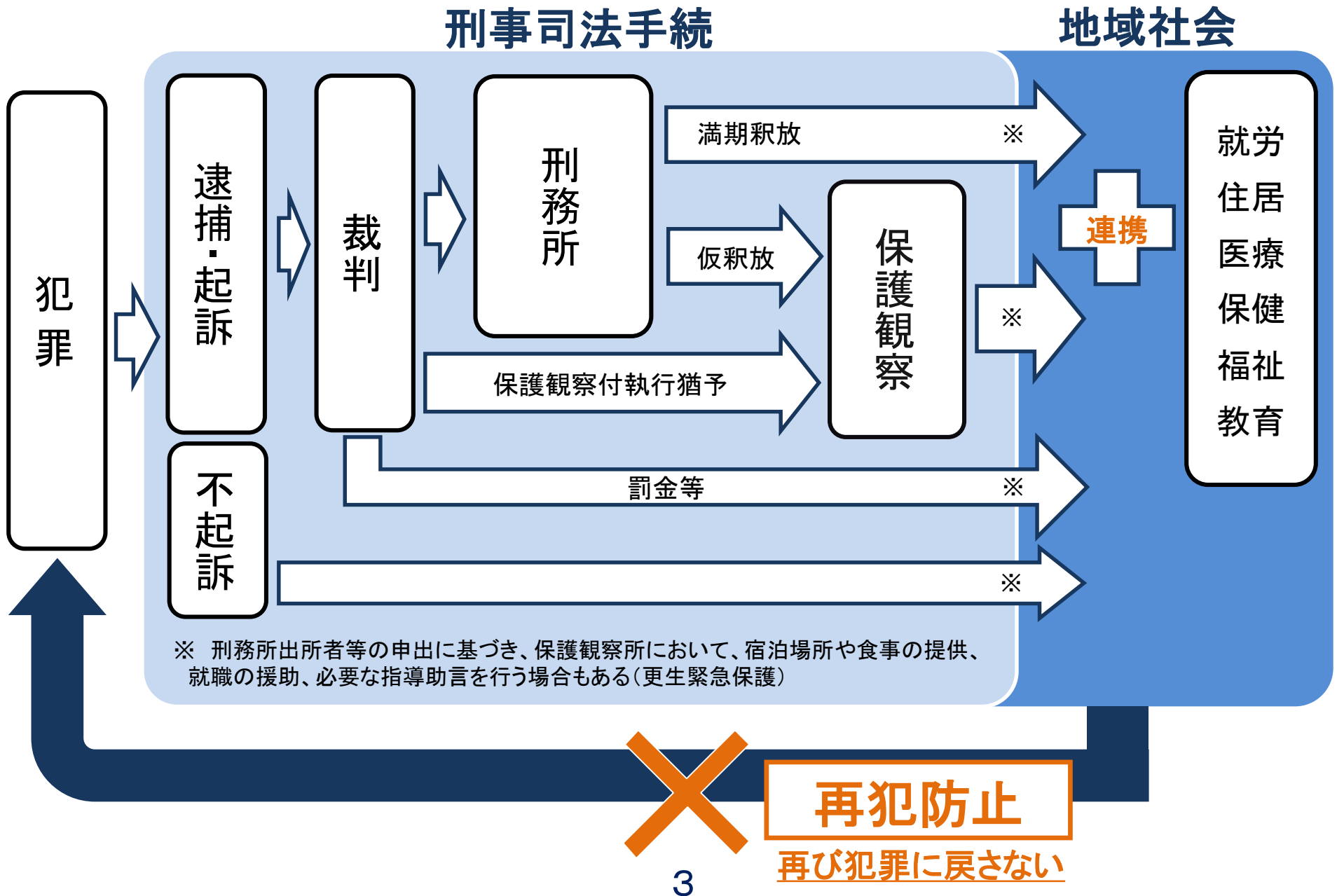
目次

- 01 「再犯防止」を取り巻く状況について
- 02 第二次再犯防止推進計画の概要について
- 03 地域再犯防止推進事業について
- 04 地方公共団体等における再犯防止の取組の推進について
- 05 再犯防止に関する広報・啓発等について

01

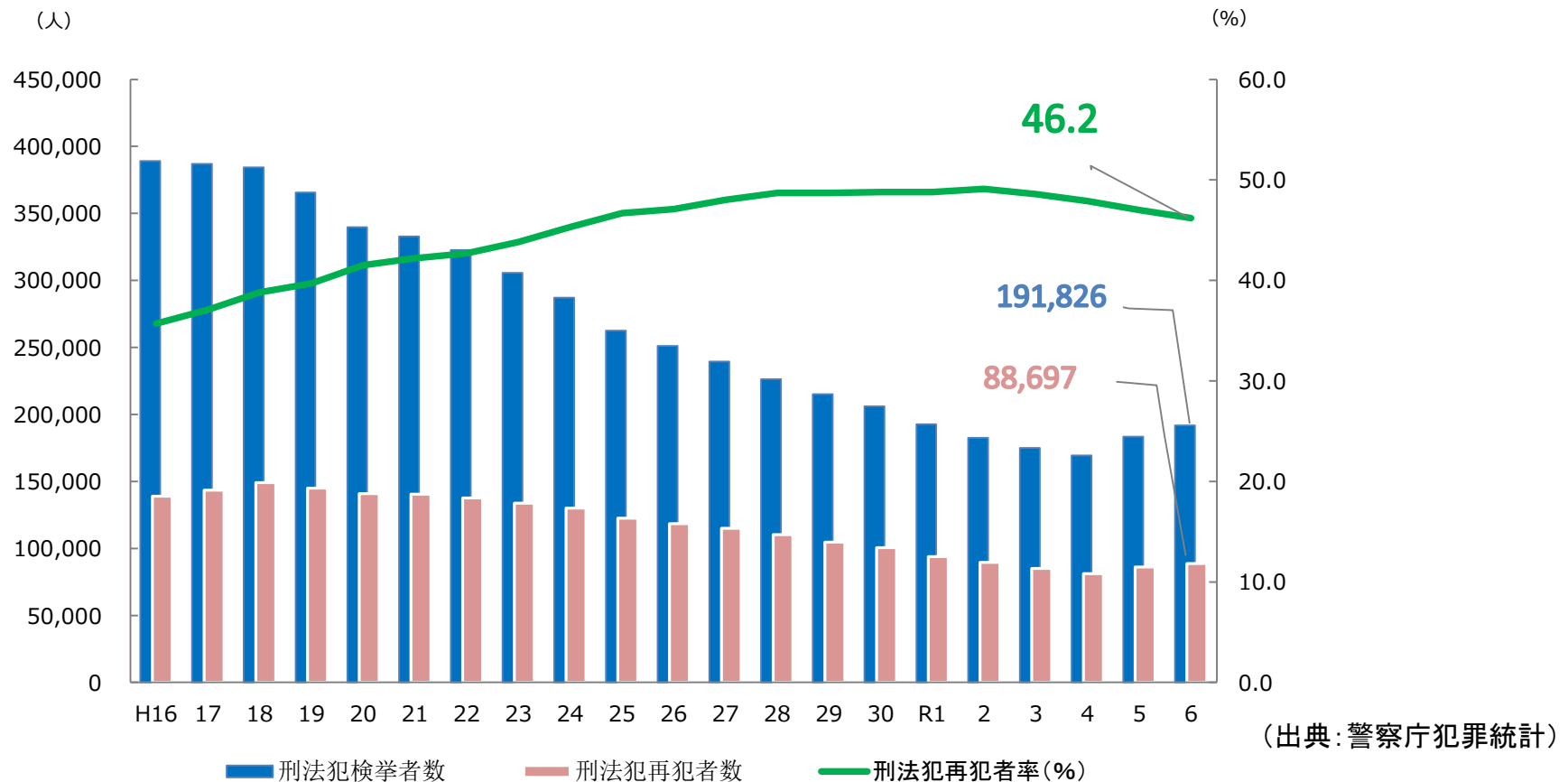
「再犯防止」を取り巻く状況について

1 刑事司法手続の流れ(成人の場合)



2 再犯防止の必要性

刑法犯検挙人員の**約半数が再犯者**（再犯者率：46.2%）



新たな被害者を生まない「安全・安心な社会」を実現するためには、
再犯防止の取組が重要

02

第二次再犯防止推進計画の 概要について

1 法制定から第二次再犯防止推進計画策定までの流れ

平成28年12月施行
再犯防止推進法

平成29年12月閣議決定
(第一次)再犯防止推進計画

令和5年3月閣議決定
第二次再犯防止推進計画

再犯防止を進めるための法律が制定

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、5年間で政府が取り組む施策を盛り込んだ計画が策定

- 再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として策定
- 計画期間は令和5年度から令和9年度末まで

2 第二次再犯防止推進計画

5つの基本方針

- 1 国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、再犯防止施策を総合的に推進
- 2 刑事法手続段階における切れ目のない指導及び支援の実施
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識して再犯防止施策を実施
- 4 効果検証・調査研究の成果や社会情勢等に応じた効果的な再犯防止施策の実施
- 5 再犯防止の取組に関する広報等を通じた国民の関心と理解の醸成

7つの重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービス利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

3 地域による包摂の推進

刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備すること

<国・都道府県・市区町村の役割の明確化>

国

○刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を行う。

○再犯防止に関する専門的知識を活用し、犯罪をした者等、地域住民、地方公共団体、関係機関等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等を行う。

都道府県

（広域自治体として）

○市区町村に対する必要な支援や域内のネットワーク構築に努める。

○市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労・住居の確保支援や専門的支援の実施に努める。

市区町村

（地域住民に最も身近な基礎自治体として）

○福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、特にサービスへのアクセスが困難である者等に対して、適切にサービスを提供するよう努める。

03

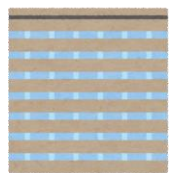
地域再犯防止推進事業について

地域再犯防止推進事業の概要

背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業イメージ



法務省



都道府県

財政支援
(補助金)

補助率1／2
(最大150万円)

※ 都道府県負担分について地方交付税措置

(費目例)

人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、
需用費(印刷製本費、消耗品費等)、
役務費(通信運搬費等)、委託料 等

事業内容

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施

○ (基礎自治体に対する) 施策の企画立案支援等



- ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
- ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など

○ (基礎自治体に対する) 理解促進・人材育成



- ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など

○ (都道府県が行う) 直接支援



就労・住居支援 / 専門的支援 / 相談支援 のいずれか1つを実施

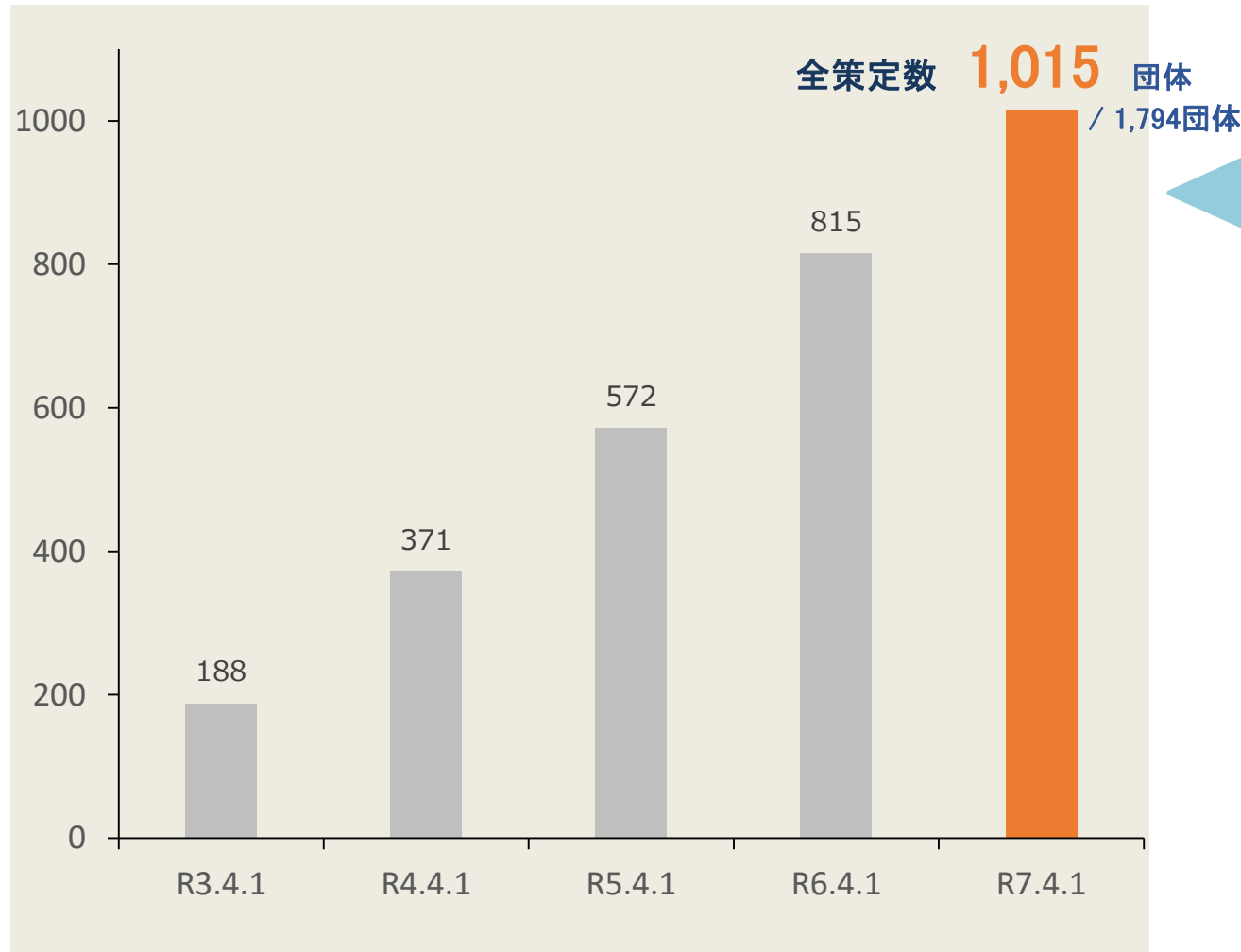
04

地方公共団体等における 再犯防止の取組の推進について

地方再犯防止推進計画等の策定状況(R7.4.1現在 確定値)

第8条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



○ 都道府県: **47 団体** / 47団体
○ 指定都市: **20 団体** / 20団体
○ その他の市町村(特別区を含む)
948 団体 / 1,727団体

指定都市

包含での策定 **50.0%**
単独での策定 **50.0%**

市区町村

包含での策定 **85.2%**
単独での策定 **14.8%**

2 地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会

I

全国会議

※本会議

地方における再犯防止の取組において蓄積された成果や課題等を全国の地方公共団体へ共有し、更なる取組の促進を図る。

II

ブロック協議会

令和7年10月～令和8年2月開催予定

全国6ブロックにおいて、再犯防止の取組を進める地方公共団体に対し、情報提供や意見交換等を行う。

3 性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン ～再犯防止プログラムの活用～

【ガイドライン策定の趣旨】

性犯罪をした者に対しては、矯正施設・保護観察所において、認知行動療法等に基づく専門的な処遇プログラムを実施しているが、それらの者の再犯防止のためには、刑事司法手続終了後も地域社会において、支援を継続することが重要。

⇒ 令和4年度、法務省の調査研究事業として、地方公共団体等が地域社会で活用可能な性犯罪をした者に対する再犯防止のガイドラインを策定。

ガイドラインの概要

構成

① 用語の解説

② 性犯罪に関する基本知識

- ・ 性犯罪の発生状況、性犯罪をした者の刑事施設再入率
- ・ 法務省、地方公共団体、関係機関等による取組状況

③ 性犯罪をした者の円滑な社会復帰のために必要な支援

- ・ 支援ニーズの把握
- ・ 具体的な支援方法、支援に当たっての留意点

④ 関係機関との連携の在り方

- ・ 関係機関の役割及び連携方策

付属資料

- ・ インタークシート(対象者のニーズを把握するための質問項目)
- ・ STEP_s-R(認知行動療法に基づくプログラム(全5回))
- ・ セルフチェックシート(生活状況を振り返り、問題を視覚的に把握)

ガイドラインを活用した支援の流れ(例)

矯正施設・保護観察所

- 専門的な処遇プログラムの実施
- 保護観察を終了する直前の者等に対して、地方公共団体の窓口を紹介



地方公共団体(主に都道府県を想定)

- インタークシートを活用し、対象者の支援ニーズを把握
- (必要に応じて、)
 - ・ STEP_s-Rを活用したプログラムの実施
 - ・ セルフチェックシートを活用したフォローアップ
- (対象者の支援ニーズに応じて、)
 - ・ 医療機関等へのつなぎ
 - ・ その他の支援(就労支援、福祉的支援等)

4 再犯防止分野におけるSIB事業について ①PFSとSIBとは

▶ PFS (Pay For Success 成果連動型民間委託契約方式)

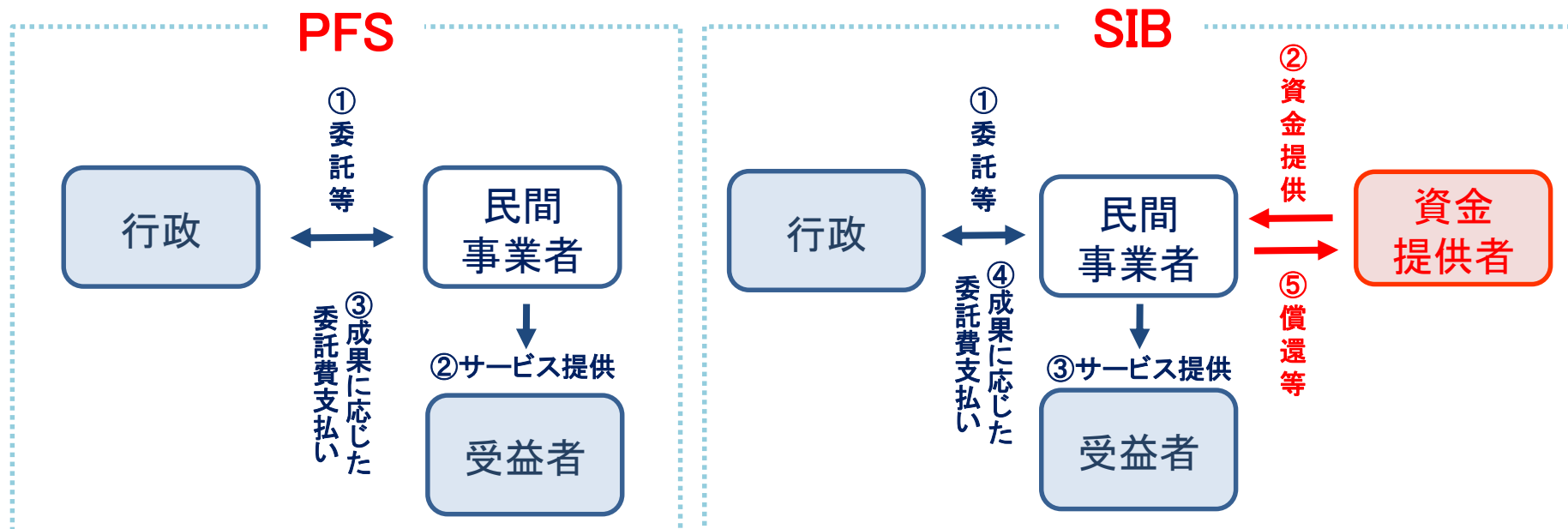
行政が、民間事業者に事業を委託し、事業内容について民間事業者に一定の裁量を認めるとともに、成果に応じて支払額が変動する委託契約の方式。

▶ SIB (Social Impact Bond ソーシャル・インパクト・ボンド)

PFSの一類型で、事業を受託した民間事業者が、金融機関等の資金提供者から資金調達を行い、償還等も成果に連動して行うもの。

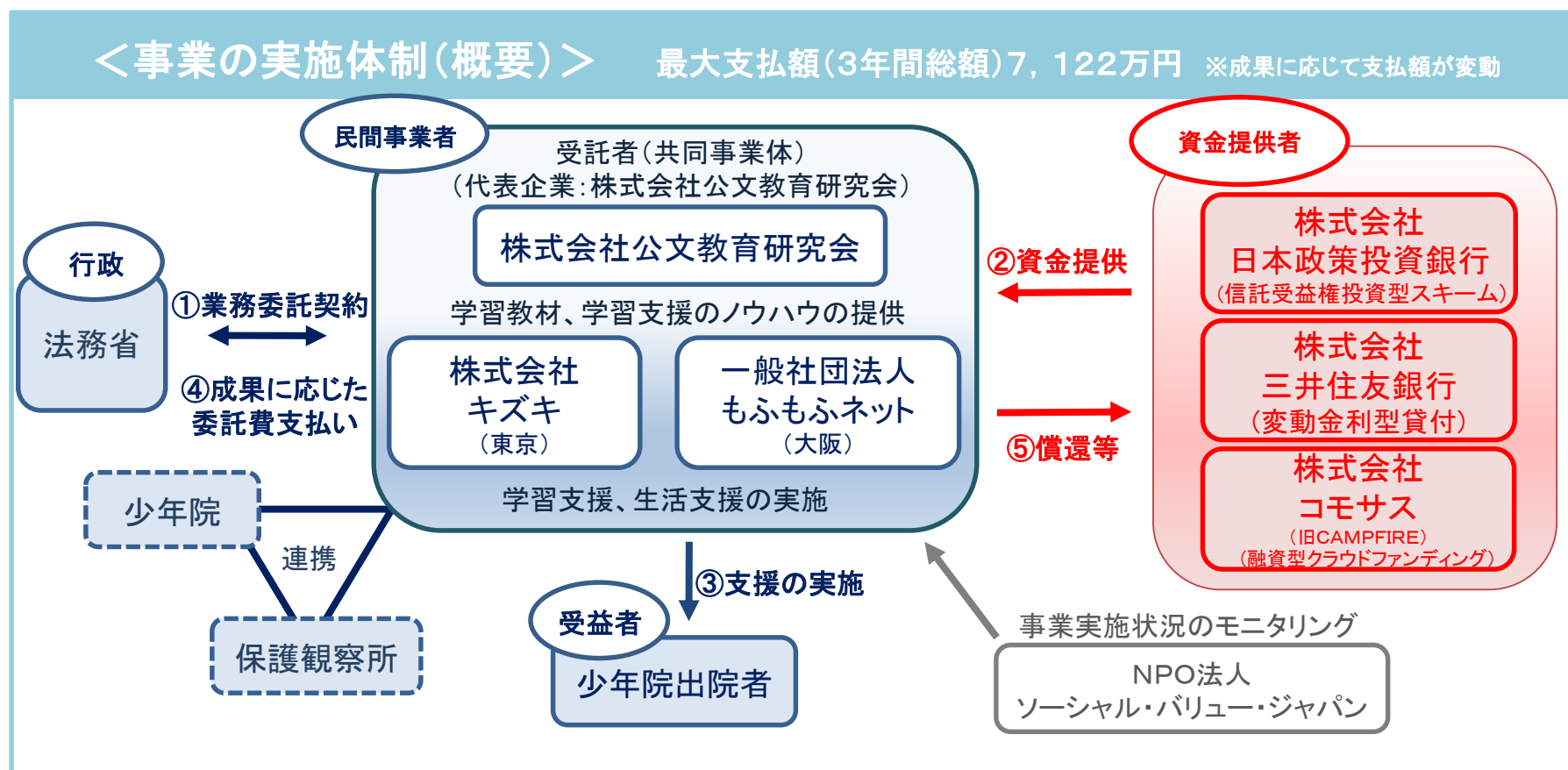
メリット①：民間事業者の成果連動リスクが軽減されるため、成果連動リスクの大きな事業を実施可能

メリット②：民間事業者にとって初期費用等の確保が容易となり、財務基盤が弱い中小企業やNPO法人等も参画できる



4 再犯防止分野におけるSIB事業について ②法務省における事例

- ▶ **非行少年への学習支援事業**（事業期間：令和3年度から令和5年度まで）
少年院在院中から学習支援計画の策定等を開始し、出院後最長1年間の継続的な学習支援を実施
国が主体となって**SIB**を活用する初めての事業、再犯防止分野においては、地方公共団体も含めて初の取組



4 再犯防止分野におけるSIB事業について ③PFS／SIBの手引き

▶ 再犯防止分野におけるPFS／SIBの手引き

地方公共団体において、
再犯防止分野におけるPFS／SIB事業の
導入・実施を検討する際にご活用いただけるよう、

法務省が行ってきた2つのPFS事業を素材として、
PFS事業の導入・実施のプロセスを解説する
手引きを作成

法務省HPにおいて公表

https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00094.html

再犯防止分野における
PFS／SIBの手引き
～法務省におけるPFS／SIB事業の実施プロセス等解説～

令和5年6月
法務省
大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

05

再犯防止に関する 広報・啓発等について

1 7月は「再犯防止啓発月間」です！

①再犯防止に関する広報・啓発動画

コットンと考える「再犯防止」～830人の社会復帰を支援！伊豆丸剛史さんに聞く～

お笑いコンビ・コットンさんが、民間の立場で、罪を犯した高齢者・障害者の社会復帰支援に長年携わってきた伊豆丸剛史さんにインタビュー。

再犯防止においては、支援者だけでなく、地域社会の皆様にも、犯罪の背景にある「生きづらさ」に関心を寄せていただくことが重要であることを伝える内容となっています。



◀本編動画はこちらから



②再犯防止啓発月間ポスター

「再犯防止啓発月間ポスター」は、法務省関係機関のほか、地方公共団体、警察署、大学、首都圏の主要駅など様々な場所で掲示しています。

令和7年度再犯防止啓発月間ポスター▶

2 令和6年度における広報・啓発等

令和6年版再犯防止推進白書

「令和6年版再犯防止推進白書」は、第二次再犯防止推進計画に掲げた施策に関し、政府が講じた取組やその成果に関する指標の最新データ等を掲載。

特集では、犯罪を繰り返してしまったものの、その後、地域の中で支援を受け、社会復帰を果たした当事者とその支援者にインタビューを行い、その結果を基に、犯罪からの離脱・立ち直りの要因を分析。



令和6年版再犯防止推進白書はこちらから 



蝶野正洋が高知東生に聞く！「薬物依存の再犯防止」

プロレスラーの蝶野正洋さんが、薬物事件を起こして有罪判決を受けた経験のある俳優の高知東生さんにインタビュー。



動画はこちらから 



入口支援における関係機関等に対する情報提供について

■ 支援対象者に関する情報提供

課 題

- 入口支援においては、関係機関から、効果的な支援を行うため、検察が把握する情報について共有を求められることが多い。
- 一方で、検察が把握する情報を提供するに当たっては、刑事訴訟法 47 条ただし書の趣旨を踏まえ、判断する必要がある。

※ 刑事訴訟法 47 条・・・訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りではない。

対 応

- より適切に情報提供がなされるよう、最高検・刑事局において、情報提供を行うに当たっての視点等を整理し、全庁に周知した。

協議の実施 の促進

- 効果的な支援を行うためには、関係機関において積極的に協議を実施し、相互理解を深め、連携を強化することが重要。
何かあれば、お気軽に検察庁の社会復帰担当に御連絡ください。

拘禁刑の創設（R7.6.1）に伴う矯正処遇等の拡充

懲役

作業



改善指導

教科指導

作業の実施を前提とし、作業、改善指導、教科指導はそれぞれ実施

拘禁刑

改善指導

作業

教科指導

一体化

受刑者の必要性に応じた
作業の実施

作業と指導を柔軟かつ適切に
組み合わせた処遇

作業を含む
受刑生活への動機付けの強化

受刑者の集団編成の見直し

- 犯罪傾向の進捗による分類を廃止し、受刑者の特性に応じて、**基本的な処遇類型（矯正処遇課程）**を24種類設け、処遇の目標、矯正処遇の在り方、作業と指導の組合せ、処遇上配慮すべき事項などを規定
- 矯正処遇課程等に基づいて、個々の受刑者の特性に応じて処遇

矯正処遇課程の例

福祉の支援課程、高齢福祉課程、依存症回復処遇課程、若年処遇課程、長期処遇課程、短期処遇課程、一般処遇課程、開放的処遇課程 など

受刑者の特性に
応じた処遇を
効果的・効率的に
実現

受刑者の必要性に応じた作業の実施

実施目的の明確化

- どのような作業に
どのような受刑者
に従事させること
が適切か
- その作業に従事す
ることにより、ど
のような処遇効果
を見込むことがで
きるか
などについて明確化。

拘禁刑の趣旨を踏まえた作業の再構築

基礎的作業

社会人として求められる職業
上の基礎的な能力を身に付け
させる。

職業訓練

雇用ニーズを踏まえた職業訓
練を効果的に実施できるよう、
訓練の内容、実施施設等の見
直しを図る。

機能別作業

（代表例）

【コミュニケーション能力等向上作業】

出所後の就労や就労の定着のために必要とされるコミュ
ニケーション能力や課題解決能力等の向上を図る。

【機能向上作業】

作業療法士等による定期的な助言や指導を受けながら、
認知機能及び身体機能の維持・向上を図る、又は、窯業
や農園芸活動を通じて、自信や生きがいを実感させ、自
己肯定感の向上を図る。

改善指導・教科指導の拡充

- 特別改善指導「暴力防止指導（R7）」の創設
- 刑期を通じた被害者等の心情等を考慮した改善指導の実施
- 効果検証の結果を踏まえた薬物依存離脱指導の充実
- オープンダイアログの手法や考え方を取り入れた「対話実践」の推進
- 松本少年刑務所「教科指導集中処遇コース」を女性受刑者に拡大

社会復帰支援の拡充

- 必要に応じた支援計画の策定
- 民間団体と連携した就労支援の充実

作業を含む受刑生活への動機付けの強化

受刑者の特性の理解

個別指導の強化



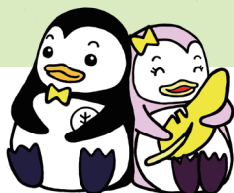
生活援助の必要性の高い受刑者等への
チーム処遇の展開



「保護観察所」とは？

保護観察所は、犯罪や非行をした人の再犯・再非行の防止や、立ち直りのための支援を行っている国の機関です。

犯罪も犯罪による被害も生まない、一人一人のかけがえのない暮らしを大切にする地域づくりのために、保護観察所では、関係機関と連携し、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人が地域での生活に困ったときの相談・支援を行っています。



更生保護の マスコットキャラクター

更生ペンギンの
ホゴちゃん 更生ペンギンの
サラちゃん

保護観察所の地域援助

保護観察所では、地域住民の皆様や関係機関・団体の皆様からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した支援を行っています。

犯罪・非行の防止や立ち直り支援に関して、お困りのことやご依頼などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

※ご利用は無料です。

※支援に関するお問い合わせは、お近くの保護観察所にご連絡ください。



全国の保護観察所の 問合せ窓口



庁名	電話番号	庁名	電話番号
札幌	011-261-9225	津	059-227-6671
函館	0138-26-0431	大津	077-524-6683
旭川	0166-51-9376	京都	075-441-5141
釧路	0154-23-3200	大阪	06-6949-6244
青森	017-776-6418	堺支部	072-221-0037
盛岡	019-624-3395	神戸	078-351-4004
仙台	022-221-1451	奈良	0742-23-8959
秋田	018-862-3903	和歌山	073-436-2501
山形	023-631-2277	鳥取	0857-22-3518
福島	024-534-2246	松江	0852-21-2087
水戸	029-221-3942	岡山	086-234-5801
宇都宮	028-621-2271	広島	082-221-4651
前橋	027-237-5010	山口	083-922-1337
さいたま	048-861-8287	徳島	088-622-4359
千葉	043-204-7791	高松	087-822-5445
東京	03-3597-0114	松山	089-941-6158
立川支部	042-521-4233	高知	088-873-5118
横浜	045-201-1842	福岡	092-761-6799
新潟	025-222-1531	北九州支部	093-561-6340
甲府	055-235-7814	佐賀	0952-24-4292
長野	026-234-1993	長崎	095-822-5175
静岡	054-253-0191	熊本	096-366-8080
富山	076-421-5132	大分	097-532-2053
金沢	076-261-0059	宮崎	0985-24-4345
福井	0776-22-2955	鹿児島	099-226-1556
岐阜	058-265-2651	那覇	098-853-2945
名古屋	052-951-2941		

犯罪・非行の防止や立ち直り支援のための

保護観察所の 地域援助

保護観察所では、犯罪・非行の防止や立ち直りの支援により、安全・安心な地域社会、共生社会の実現を目指しています。



一人一人のかけがえのない暮らしを支える地域支援ネットワークの構築に取り組んでいます



保護 観察所

保護観察所では、更生保護関係団体の皆様とも連携し、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人などが、地域社会で生きづらさを抱え支援を必要としているときに、必要な支援を円滑かつ継続的に受けられるよう、多様な分野の機関・団体の皆様とのネットワーク構築に取り組んでいます。

住居

居住支援を行う
機関・団体との
調整など



犯罪や非行のない、誰もが安心して暮らせる地域づくりは、
地域に暮らすみんなの願いです。犯罪・非行の防止や立ち直り支援のため、
保護観察所が推進する地域支援ネットワークへの御理解・
御参画をよろしくお願いします。



保健・福祉

- 生活保護や福祉サービスを受けるための
手続のサポート
- 市町村等と連携した
福祉サービスの調整など



医療

病状等に応じた
医療機関の紹介
など



仕事

出所者等の立ち直りに
理解のある事業主の
もとでの就労支援など



修学

学習支援や
学校との
連絡調整など



依存症からの回復

薬物・アルコール依存
からの回復支援施設の
紹介や利用調整など

保護観察所では次のような支援を行っています。お気軽にご相談ください。

.....＜ 地域の皆様へ ＞

犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」

リスタート
一人ひとりの再出発をサポート



犯罪・非行の
地域相談窓口 **りすたぽ**

地域社会で生きづらさを抱えているご本人やそのご家族、
支援者の方から、専門の職員が困りごと・悩みごとをお
聴きし、相談内容に応じたアドバイスや、関係機関・団
体等と連携して、必要な支援が受けられるよう調整した
ります。

.....＜ 関係機関・団体の皆様へ ＞

研修・講演会

犯罪・非行に関する研修や講演会等の企画の支援、職員派
遣などを行います。

事例検討会への参加

刑務所を出所した人な
どへの支援事例に関す
る検討会等に参加し、
支援方針の見立てや支
援方法に関する助言・
提案を行います。



広報・情報発信等の支援

犯罪予防や再犯防止に関する広報や情報発信
等に適した広報素材等の提供などを行います。



個別ケースへの対応

関係機関・団体の皆様が支
援をしている方への支援に関
する助言や提案を行います。
相談内容に応じて、保護観
察所も連携して支援を行
います。



更生保護地域寄り添い支援事業

(旧・更生保護地域連携拠点事業)

- 地域において継続的な支援を必要とする犯罪をした者等に対する“息の長い”支援を確保するため、地域の関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者に保護観察所から委託（旭川・さいたま・福井・福岡）
- 民間事業者が寄り添い支援員を配置し、犯罪をした者等と支援者の双方に寄り添った支援を実施

事業内容・フロー

地域支援体制の整備

- ・地域支援体制の調査
- ・既存の地域支援ネットワーク等への参画に向けた働き掛け
- ・更生保護関係団体の支援活動等の整理・検討

支援者等への支援

- ・地域支援者との情報共有・意見交換等
- ・支援者向け研修・事例検討会等
- ・地域の支援者と連携した居場所作り等



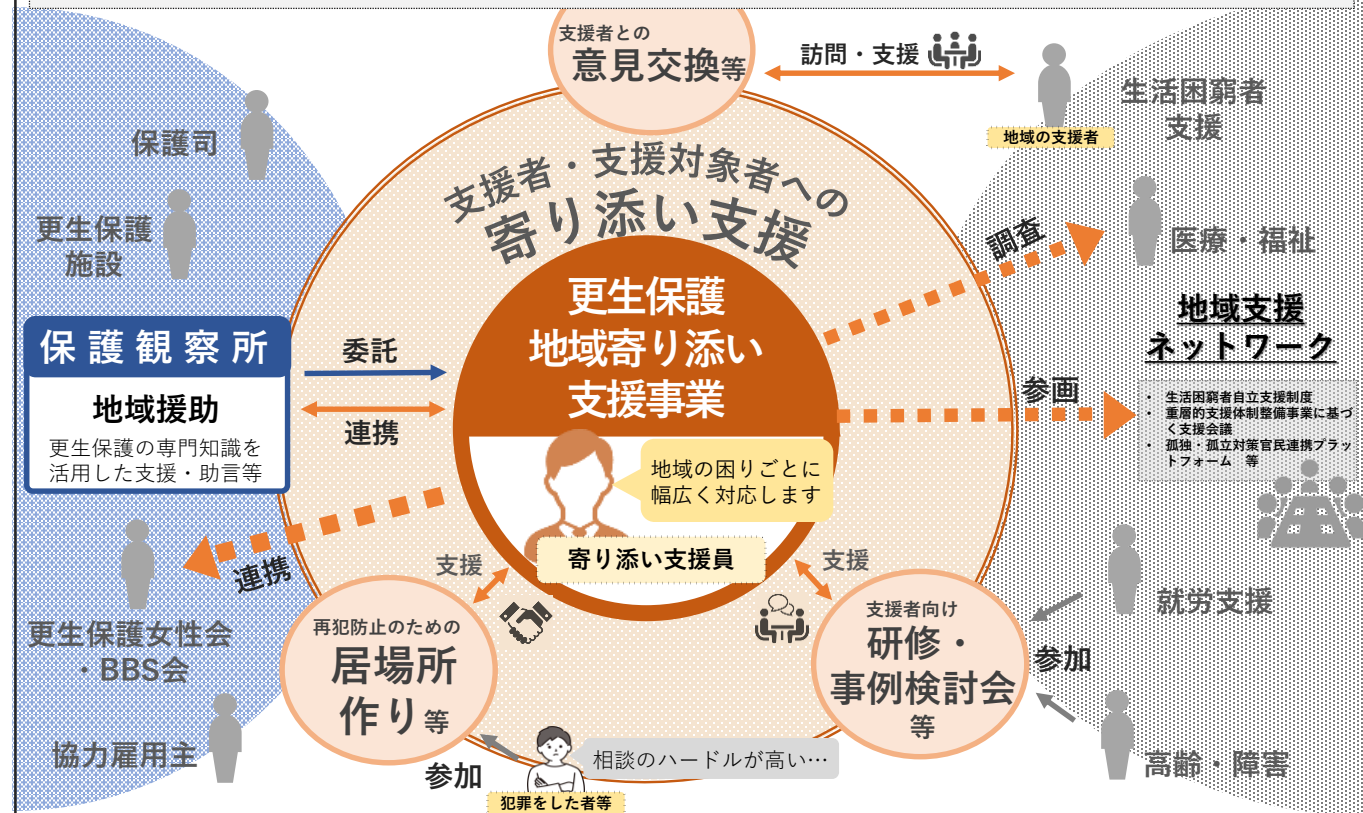
積極的に地域にアウトリーチし、支援を必要とする支援者・支援対象者の把握に努めます

支援者・支援対象者への 寄り添い支援

- 🗣️ 情報提供・助言等
- 👥 支援活動への同行・同席等
- 🔗 関係機関等へのつなぎ

目的・スキーム

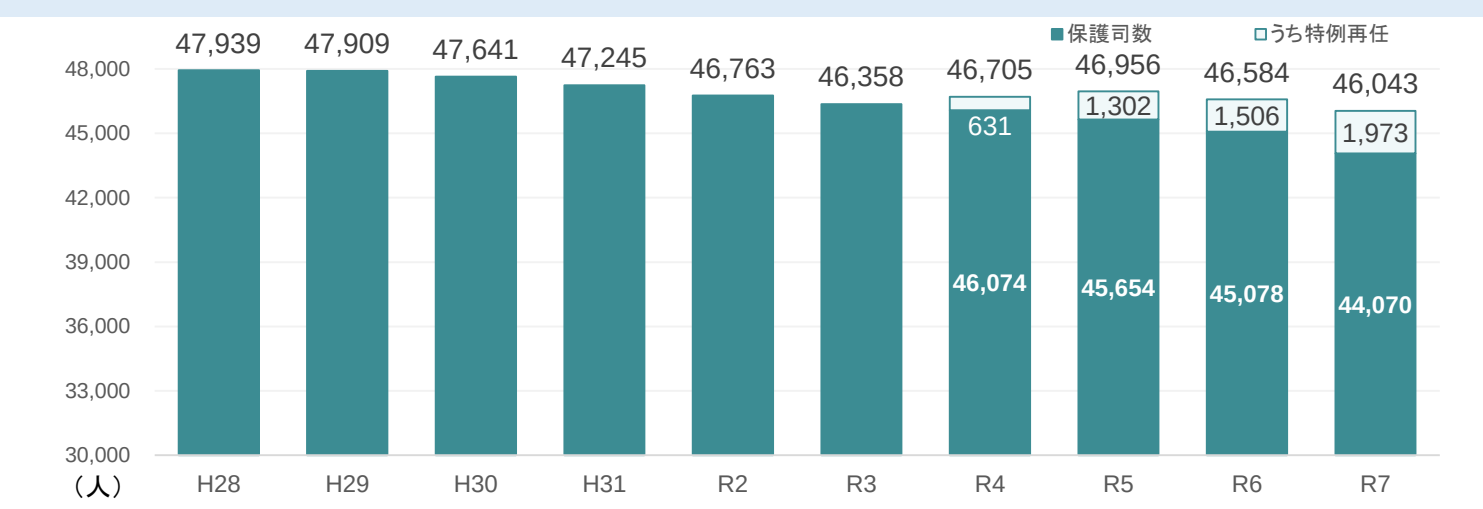
犯罪をした者等の安定した地域生活を図ることによって、**再犯等を防止し、安心・安全な社会の実現に寄与**



保護司制度の現状と課題

- 保護司の確保が年々困難になっており、**減少傾向・高齢化**に歯止めがかかっておらず、**持続可能な保護司制度の確立が課題**。
- 令和6年5月、滋賀県で保護司が殺害され、担当していた保護観察対象者が逮捕・起訴される事件が発生しており、**保護司が安全に安心して活動できる環境の整備が必要**。

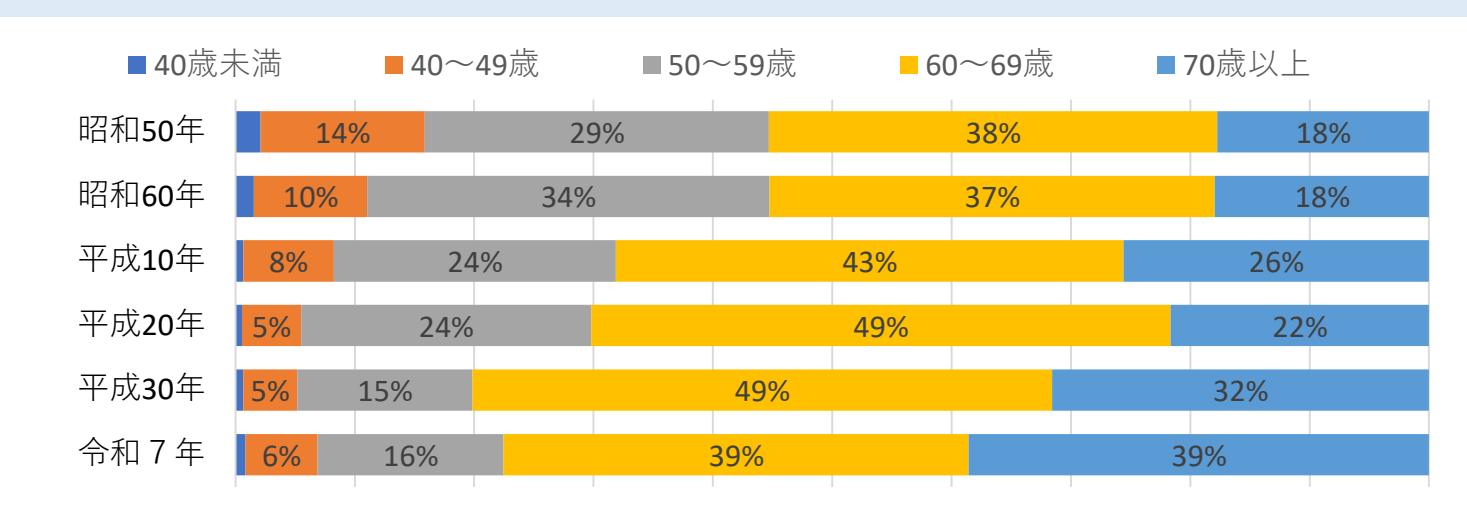
保護司数の推移



(各年1月1日現在)

長く減少傾向にある

保護司年齢別構成の推移



(各年1月1日現在)

70歳代が増加している

地方公共団体の皆さまへのお願い

- 保護司の高齢化や定年年齢の上昇を受けて、**働いている現役世代の方々**にもより一層、保護司として活躍いただくため、**地方公共団体の職員の保護司への就任と、保護司である職員が保護司活動を行う**ことへの御配慮をお願いいたします。
 - ・ **ボランティア休暇や職務専念義務の免除**について、保護司活動への適用を御検討いただきたいこと。
 - ・ 保護司になりたい旨の申出が職員からあった場合は、柔軟に**兼職の許可**を御検討いただきたいこと。
- 保護司が**自宅以外の場所で保護観察対象者との面接を実施できる環境の整備**に御協力をお願いいたします。
 - ・ 公民館やコミュニティセンターなどの**公共施設を面接場所や更生保護サポートセンターとして、保護司・保護司会が利用**することに御協力いただきたいこと。
 - ・ 提供いただいた面接場所について、**夜間、休日も含めて利用**できるよう御配慮いただきたいこと。